

NPO法人 申請・届出等の手続きガイド (保存版)

- ◆ この手続きガイドは、仙台市内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）向けに、法人を運営していく上で必要となる主な申請・届出等の手続きの概要をまとめたものです。法人運営の一助としてご活用ください。
- ◆ 特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」といいます。）に関する手続きの詳細については、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）」をご参照ください。
- ◆ 上記の手引きやNPO法に関する手続きの各種様式は、次のウェブサイトよりダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/manabu/np0/np0/index.html>

＜目次＞		（頁）
1. 法人設立時に行うもの	1
2. 法人運営で定期的に行うもの	2
3. 役員の変更(新任, 再任*, 任期満了, 辞任, 住所等の変更)があった場合に行うもの	3
4. 事務所の所在地を変更する場合に行うもの	3
5. 定款を変更する場合に行うもの	4
6. 税務・労務に関するもの	6
7. 関係機関連絡先	8

※登記上は「重任」として扱われます。

1. 法人設立時に行うもの

(1) NPO法・登記関係

手続内容		手続時期	担当窓口
<input type="checkbox"/> 設立の登記	法人設立の登記を行います。	設立認証の通知があった日から2週間以内	仙台法務局 法人登記部門
<input type="checkbox"/> 「設立登記完了届出書」の提出	「登記事項証明書」, 「財産目録」を添付して提出します。	設立の登記をしたときは、遅滞なく	仙台市役所 市民協働推進課

(2) 税務・労務関係

手続内容		手続時期	担当窓口
[法人市民税] <input type="checkbox"/> 「法人等設立（設置）届出書」の提出	仙台市内で事業を開始した場合もしくは事務所等を設けた場合に提出します。	仙台市内で事業を開始した場合もしくは事務所等を設けた場合、30日以内	仙台市役所 市民税企画課
[法人県民税・法人事業税] <input type="checkbox"/> 「法人設立等届出書」の提出	設立、解散、所在地の異動等を行った場合に提出します。	事実が発生してから1カ月以内	所轄の 県税事務所

このほか、法人の事業内容などによって、法人税の収益事業開始の届出などの手続きや、労働者を雇用する場合に必要な手続きなどがあります（6ページの「6. 税務・労務に関するもの」をご覧ください）。

2. 法人運営で定期的に行うもの

(1) NPO法・登記関係

	手続内容	手続時期	担当窓口
役員 の任期が 満了したとき	<input type="checkbox"/> 「役員の変更等届出書」の提出	手続きの内容については、次ページの 「3. 役員の変更(新任, 再任, 任期満了, 辞任, 住所等の変更)があった場合に行うもの」 をご参照ください。	
	<input type="checkbox"/> 代表権を有する理事の変更の登記		
事業年度が終了したとき	<input type="checkbox"/> 貸借対照表の公告	定款で定める方法により公告を行う。	貸借対照表の作成後, 遅滞なく —
	<input type="checkbox"/> 前事業年度分の「事業報告書等」の提出	「事業報告書等提出書」 「事業報告書」「活動計算書(収支計算書)」「貸借対照表」「財産目録」「年間役員名簿」「社員のうち10人以上の者の名簿」を提出します。	毎事業年度初めの3カ月以内 仙台市役所 市民協働推進課

(注1) 組合等登記令が改正(平成30年10月1日施行)され, NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されました。

(注2) NPO法等の規定により, これらの手続きを怠った場合は, 過料に処せられることがあります。

《参考》法人の内部手続きも重要です。

<input type="checkbox"/> 社員総会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・通常社員総会は, 少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。 ・社員総会の招集の通知は, 定款で定めた期日までに, その社員総会の目的である事項等を示して, 定款で定めた方法に従って行わなければならない。
<input type="checkbox"/> 後任の役員(理事・監事)の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・定款で定めた役員任期及び役員を選任方法に従い, 総会等の議決を経て, 後任の役員を選任します。 ・同じ役員全員が再任される場合も, 定款で定めた役員を選任方法に従い, 総会等の議決を経て選任しなければなりません。

(2) 税務・労務関係

税金や労務(労災保険, 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険など)関係で必要な手続きについては, それぞれの担当窓口にご確認ください。

担当窓口の連絡先は, 8ページの「**7. 関係機関連絡先**」をご参照ください。

3. 役員の変更(新任, 再任, 任期満了, 辞任, 住所等の変更)があった場合に行うもの

(1) NPO法・登記関係

手続内容	手続時期	担当窓口
<input type="checkbox"/> 「役員の変更等届出書」の提出	・役員(理事・監事)の新任, 再任, 任期満了, 死亡, 辞任, 解任, 住所等の異動, 改姓・改名があった場合は, 「変更後の役員名簿」を添付して提出します。 ・ <u>任期満了に伴い, 同じ役員全員が再任した場合も, 届出が必要です。</u> ・さらに, 新たに就任した役員がいる場合は, その役員「就任承諾及び誓約書の謄本」及び「住所又は居所を証する書面(住民票の写しなど)」も添付して提出します。	変更があったときは, 遅滞なく 仙台市役所 市民協働推進課
<input type="checkbox"/> 代表権を有する理事の変更の登記	・代表権を有する理事の氏名, 住所及び資格に関する事項に変更が生じた場合は, 登記を行います。 ・ <u>任期満了に伴い, 同じ理事が再任した場合も, 登記が必要です。</u>	変更が生じたときから2週間以内 仙台法務局 法人登記部門

(注) NPO 法等の規定により, これらの手続きを怠った場合は, 過料に処せられることがあります。

(2) 税務・労務関係

税金や労務(労災保険, 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険など)関係で必要な手続きについては, それぞれの担当窓口にご確認ください。

担当窓口の連絡先は, 8ページの「**7. 関係機関連絡先**」をご参照ください。

4. 事務所の所在地を変更する場合に行うもの

(1) NPO法関係

・「主たる事務所」又は「その他の事務所(従たる事務所)」の所在地を変更する場合, 定款変更の有無や変更後の所在地によって必要となる手続きが異なります。

・事務所の所在地の変更をお考えの場合は, 必要な手続きをご説明しますので, 事前に市民協働推進課までご連絡をお願いします。

・なお, 「仙台市外に事務所を移転する」又は「仙台市外に新たに事務所を置く」場合は, 所轄庁が変更になるため, 仙台市を經由して変更後の所轄庁に定款変更認証申請を行い, 変更後の所轄庁の認証が必要となります。

この場合, 変更後の所轄庁によって, 申請書類の様式や提出部数が異なりますので, 事前に市民協働推進課までご相談ください。

(2) 登記関係

「主たる事務所」及び「その他の事務所（従たる事務所）」の所在地を変更した場合は、事務所所在地の変更（移転）の登記を行います。

	手続内容	手続時期	担当窓口
<input type="checkbox"/> 事務所所在地の変更の登記	事務所所在地の変更（移転）の登記を行います。	変更が生じたときから2週間以内	仙台法務局 法人登記部門

(注) 組合等登記令の規定により、この手続きを怠った場合は、過料に処せられることがあります。

(3) 税務・労務関係

税金や労務（労災保険，雇用保険，健康保険，厚生年金保険など）関係で必要な手続きについては、それぞれの担当窓口にご確認ください。

担当窓口の連絡先は、8ページの「**7. 関係機関連絡先**」をご参照ください。

5. 定款を変更する場合に行うもの

定款変更の内容によって、以下の通り「所轄庁の認証を受けなければならない場合」と「所轄庁の認証を必要としない場合」に分かれ、手続きが異なります。

定款の変更をお考えの場合は、必要な手続きをご説明しますので、事前に市民協働推進課までご連絡をお願いします。

(1) 所轄庁の認証を受けなければならない場合

次の①～⑩の事項を変更する場合は、社員総会の議決を経た後、所轄庁へ「定款変更認証申請書」を提出し、2週間の縦覧期間及び所轄庁の審査を経て認証を受けなければなりません。この認証を受けなければ、変更後の定款の効力はありませんので注意が必要です。

①目的、②名称、③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）、⑤社員の資格の得喪に関する事項、⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）、⑦会議に関する事項、⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項、⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）、⑩定款の変更に関する事項

手続内容		手続時期	担当窓口
<input type="checkbox"/> 「定款変更認証申請書」の提出	「社員総会の議事録の謄本」, 「変更後の定款」などを添付して提出します。	社員総会で定款の変更を議決した後	仙台市役所 市民協働推進課

(所轄庁の認証を受けた後に行う手続き)

<input type="checkbox"/> 定款の変更に係る登記	定款の変更に伴って、登記事項（法人の目的及び業務、名称、事務所の所在地など）に変更があった場合は、登記を行います。	定款変更の認証の通知があった日から2週間以内	仙台法務局 法人登記部門
<input type="checkbox"/> 「定款の変更の登記完了提出書」の提出	定款の変更に係る登記をした場合は、「登記事項証明書」の原本とその写しを添付して提出します。	定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく	仙台市役所 市民協働推進課

(注) NPO法等の規定により、これらの手続きを怠った場合は、過料に処せられることがあります。

(2) 所轄庁の認証を必要としない場合

次の①～⑧の事項を変更する場合は、社員総会の議決を経た後、所轄庁へ「定款変更届出書」の提出が必要です。

①事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）、②役員の数に関する事項、③資産に関する事項、④会計に関する事項、⑤事業年度、⑥解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）、⑦公告の方法、⑧NPO法第11条第1項各号に掲げる事項以外の事項

手続内容		手続時期	担当窓口
<input type="checkbox"/> 「定款変更届出書」の提出	「社員総会の議事録の謄本」, 「変更後の定款」などを添付して提出します。	社員総会で定款の変更を議決した後、遅滞なく	仙台市役所 市民協働推進課
<input type="checkbox"/> 定款の変更に係る登記	定款の変更に伴って、登記事項に変更があった場合は、登記を行います。	変更が生じたときから2週間以内	仙台法務局 法人登記部門
<input type="checkbox"/> 「定款の変更の登記完了提出書」の提出	定款の変更に係る登記をした場合は、「登記事項証明書」の原本とその写しを添付して提出します。	定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく	仙台市役所 市民協働推進課

(注) NPO法等の規定により、これらの手続きを怠った場合は、過料に処せられることがあります。

6. 税務・労務に関するもの

NPO法人は、NPO法や登記に関する手続きのほか、税務・労務に関する様々な手続きが必要となります。

ここでは、一部例を挙げて説明していますが、詳細については、8ページの「**7. 関係機関連絡先**」に掲載しております各関係機関にご確認ください。

(1) 法人税（担当窓口：事務所の所在地を管轄する税務署）

- 法人税法に規定された「収益事業」から生じる所得に対して課税されることとなります。
- 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法に規定された収益事業に該当する場合は、その事業から生じる所得は課税対象として取り扱われます。
- 法人が行う事業が法人税法に規定された収益事業に該当するかどうかについては、所轄の税務署にご相談ください。

<法人税法に規定された収益事業を開始した場合>

開始した日以後2カ月以内に所轄の税務署に「収益事業開始届出書」を提出します。

<申告と納税の方法について>

納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を納付することになっています。

申告期限等の手続きの詳細については、所轄の税務署にご確認ください。

(2) 法人市民税（担当窓口：仙台市役所 市民税企画課）

法人県民税・法人事業税（担当窓口：事務所の所在地を管轄する県税事務所）

- 法人市民税・法人県民税の法人税割及び法人事業税は、法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対して課税されます。
- また、法人市民税・法人県民税の均等割は、収益事業の有無にかかわらず原則として課税されます。

<申告と納税の方法について>

納税義務者である法人が自ら税額を算出して申告し、その申告した税額を納める申告納付の制度になっています。

申告期限等の手続きの詳細については、担当窓口にご確認ください。

<法人市民税（均等割）の減免，法人県民税（均等割）の免除について>

法人税法に規定された収益事業を行わない法人などについては、減免又は免除の申請を行うことにより、均等割額の減免・免除の対象となる場合があります。手続きの詳細については、担当窓口にご確認ください。

(3) 源泉所得税（担当窓口：事務所の所在地を管轄する税務署）

手続内容	手続時期	担当窓口	
□「給与支払事務所等の開設届出書」の提出	役員や従業員に報酬，給与を支払うときに提出します。	給与支払事務所等を設けてから1カ月以内	所轄の税務署

(4) 個人住民税（担当窓口：各市町村の個人住民税担当課）

手続内容	手続時期	担当窓口	
□「給与支払報告書」の提出	前年中に役員や従業員に対して報酬，給与を支払ったときに提出します。	毎年1月31日まで	従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課

(5) その他，関連する主な税について

税金の種類	担当窓口	税金の種類	担当窓口
消費税	所轄の税務署	固定資産税（土地・建物）	仙台市役所 北固定資産税課または南固定資産税課
不動産取得税	所轄の県税事務所	固定資産税（償却資産）	仙台市役所 資産課税課
自動車取得税		軽自動車税	仙台市役所 市民税企画課
自動車税			

(6) 法人において，労働者を雇用する場合

手続内容	手続時期	担当窓口	
□ 適用事業報告の提出	労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず，労働者を使用するに至ったとき）に報告します。	労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず，労働者を使用するに至ったとき）遅滞なく	所轄の労働基準監督署
□ 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続き ※ 労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入し，労働保険料を納付する必要があります。	労働保険の適用事業となったときは，労働保険の「保険関係成立届」を提出します。	保険関係が成立した日から10日以内	所轄の労働基準監督署
	労働保険の適用事業となったときは，「概算保険料申告書」を提出します。	保険関係が成立した日から50日以内	
	雇用保険の適用事業となった場合は，「雇用保険適用事業所設置届」を提出します。 雇用保険の適用事業となった場合は，「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。	設置の日から10日以内 資格取得の事実があった日の翌月10日まで	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）
□ 健康保険・厚生年金保険に関する手続き ※ 法人事業所で常時従業員を使用する事業所は，法律で加入が義務づけられています。	事業所が厚生年金保険及び健康保険に加入すべき要件を満たした場合に「新規適用届」を提出します。 事業所が従業員を採用した場合等，新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合に「被保険者資格取得届」を提出します。	事実発生から5日以内	仙台東年金事務所

7. 関係機関連絡先

● 登記に関すること

仙台法務局	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎	☎022-225-5611 (代表)
-------	--	-----------------------

● 税金に関すること

(1) 法人税、源泉所得税、消費税等について

事務所の所在地によって所轄の税務署が異なります。

仙台北税務署	〒980-8402 仙台市青葉区上杉一丁目1番1号	☎022-222-8121
仙台中税務署	〒984-0015 仙台市若林区卸町三丁目8番5号	☎022-783-7831
仙台南税務署	〒982-8551 仙台市太白区柳生二丁目28番2号	☎022-306-8001

(2) 法人市民税について

仙台市役所 市民税企画課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎4階	☎022-214-1102
-----------------	---------------------------------------	---------------

(3) 個人住民税について

仙台市役所 市民税課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎5階	☎022-214-1009
---------------	---------------------------------------	---------------

(4) 法人県民税・法人事業税等について

事務所の所在地によって所轄の県税事務所が異なります。

仙台中央県税事務所	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館1階	☎022-715-0622
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎3階	☎022-275-9119
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目22番20号	☎022-248-2961

(5) 固定資産税（土地・建物）について

仙台市役所 北固定資産税課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎2階	青葉区内の 事業所	土地第一係	☎022-214-8596
			家屋第一係	☎022-214-8604
		泉区内の 事業所	土地第二係	☎022-214-8597
			家屋第二係	☎022-214-8605
仙台市役所 南固定資産税課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎3階	宮城野区、若林 区内の事業所	土地第一係	☎022-214-8689
			家屋第一係	☎022-214-8694
		太白区内の 事業所	土地第二係	☎022-214-8690
			家屋第二係	☎022-214-8695

(6) 固定資産税（償却資産）について

仙台市役所 資産課税課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎1階	☎022-214-8619
----------------	---------------------------------------	---------------

● 労働者災害補償保険（労災保険）に関すること

仙台労働基準監督署	〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階	☎022-299-9074
-----------	---------------------------------------	---------------

● 雇用保険に関すること

仙台公共職業安定所 (ハローワーク仙台)	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号 仙台MTビル3~5階	☎022-299-8811
-------------------------	--	---------------

● 健康保険・厚生年金保険に関すること

仙台東年金事務所	〒983-8558 仙台市宮城野区宮城野三丁目4番1号	☎022-257-6111
----------	-----------------------------	---------------

仙台市 市民局 市民協働推進課 市民活動推進係

執務室所在地：仙台市青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

Tel：022-214-1080 fax：022-211-5986

書類郵送先：〒980-8671 仙台市役所 市民協働推進課あて
(市役所専用郵便番号のため、住所記載不要です。)